

令和5年 第1回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月25日（水）午後1時30分から午後2時21分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (2人)

委員	9番	若田部明
委員	12番	大舘 孝

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農用地利用配分計画案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小倉浩史
参事	磯部高志
農地調整係	係長 川田優子
	主査 飯塚康夫
	主任 鈴木正寛
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和5年第1回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号9番 若田部明委員、議席番号12番 大拙 孝委員の2名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。
議長	事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがっ

て、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第1回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号2番 石川俊雄委員、議席番号15番 澁江修身委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号1件であります。

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和5年1月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第6号まででございます。

事務局

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年1月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条700番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km 所要時間は8分です。大農機具の所有状況は、管理機2台を所有、トラクター1台を所有予定です。主な経営作物は青パパイヤとなっております。農作業従事人数は3人、従事日数は460日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当しませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条701番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km 所要時間は8分です。農地の利用状況以下の項目については3条700番の説明と同様です。

3条702番 契約内容は、使用貸借権の設定5年です。申請地までの距離は0.5km 所要時間は8分です。農地の利用状況以下の項目については3条700番の説明と同様です。

3条703番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.8km 所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。主な経営作物は、米、里芋、ネギ、柿、栗となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は250日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条704番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は3.0km 所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米、野菜類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条705番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.3km 所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター4台、乾燥機2台、コンバイン2台、ローダー3台、ユンボ1台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米、野菜類となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は700日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条706番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は8.5km 所要時間は20分です。大農機具の所有状況は、草刈機1台、トラクター1台、動力噴霧器1台を所有しております。主な経営作物は牧草、柿、栗、ゆず、りんごとなっております。農作業従事人数は2人、従事日数は515日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条707番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は8.5km 所要時間は20分です。農地の利用状況以下の項目については3条706番の説明と同様です。

3条708番 契約内容は、区分地上権の設定3年です。区分地上権とは、地下又は空間に上下の範囲を定め、工作物を所有するために設定する

権利をいうものです。区分地上権等の設定等の許可基準は、中ほどの「区分地上権等の設定等の許可基準」にある2つの項目を満たす必要があります。まず、「1 その権利の設定又は移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがない」こと。こちらは、事務局で現地を確認させていただいておりました、特に問題はございませんでした。次に、「2 その権利の設定又は移転に係る農地等をその権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ている」こと。こちらは、申請地に地上権、賃借権等、所有権以外の権利が設定されている場合に、その地上権者、賃借人等にあたる者の同意を得る必要があるというものでございますが、今回の申請地はすべて賃借権が設定されており、耕作者の同意を得ています。以上2項目について許可基準を満たしていることから、許可相当と思われれます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして、議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年1月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号

4条148番について、調査班、お願いします。

調査班

4条148番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できるです。一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして、議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年1月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号

について、調査班、お願いします。

調査班

5条958番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、一時的な利用に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条959番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できるです。一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条960番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は既存の施設の拡張に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条961番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は農用地ということで、許可の基準は原則不許可です。立地基準は一時的な利用に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条962番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため周辺の他の土地に立地することが出来る場合は不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

議席番号1番 川上美由紀委員、どうぞ。

1番
川上委員

ちょっと確認したいのですが、5条959番ですけれども、資料の図で見ると3ヶ所に分かれています、この真ん中に直線が描かれているのが高速道路の入り口ということですよ。

事務局

はい。地図が古いので、反映されていませんが。

1番
川上委員

ということは、もうパチンコ屋さんとの間の土地も既に雑種地ということ。

事務局

これもちょっと見にくくて申し訳ないんですけども、ここの北側の部分を含めて資材置場として利用するという申請となっております。

1番
川上委員

そうですよね。はい、わかりました。ありがとうございました。

議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号の961番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、961番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第3号961番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、961番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして、議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和5年1月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和5年1月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第5号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号「農用地利用配分計画案について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和5年1月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第6号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和5年第1回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時21分閉会